

令和7（2025）年度版

郡山市の環境

令和6（2024）年度 年次報告書

- 郡山市第四次環境基本計画
- 郡山市気候変動対策総合戦略



まちのシンボル

花・木・鳥



★市の花（ハナカツミ）

芭蕉の「奥の細道」の昔から伝統的な花として親しまれてきた清楚な趣きをそなえた心にうるおいのあるまちづくりにふさわしい花です。

★市の木（ヤマザクラ）

樹齢が長く、雄々しく、強い樹木で緑化促進木として緑あふれるまちづくりにふさわしい木です。



★市の鳥（カッコウ）

鳴き声そのまま鳥名になったカッコウ。野鳥の生息地に多く渡来し、自然保護の象徴ともいえる、緑のまちづくりにふさわしい鳥です。

市章



郡山市の市章は、「山」の字の小篆（しょうてん）「𠩺」を図案化したものです。藩政時代から郡山代官支配下の「郡山」の標識として、長い間使用されてきたものです。

本書(郡山市の環境)について

令和4(2022)年3月に策定した「郡山市第四次環境基本計画」は、本市の総合計画である「郡山市まちづくり基本指針」の将来都市構想の実現に向け、環境面から推進するものです。「郡山市まちづくり基本指針」における基本施策の大綱の一つに『暮らしやすいまちの未来』を掲げており、この大綱を実現するための環境分野の将来構想を『環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち』としています。

本書は、この大綱及び環境分野の将来構想を踏まえ、「郡山市環境基本条例」第7条の規定に基づく年次報告書として、本市における令和6(2024)年度の環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等についてまとめたものです。

将来の環境都市像

**環境にやさしく自然豊かな、
住んでいてよかったなと思えるまち**

目 次

本書(郡山市の環境)について

第1章 郡山市第四次環境基本計画の概要 1

1 計画の期間	1
2 各主体の役割	1
3 施策の体系	3

第2章 施策の展開 5

取り組みの柱1 気候変動に対応するレジリエントなまちづくり 5

1-1 地球温暖化対策の推進.....	5
1-1-1 省エネルギーの推進	7
1-1-2 再生可能エネルギーの普及拡大と水素社会の実現.....	8
1-1-3 温室効果ガス吸収源対策	10
1-2 気候変動適応策の推進	11
1-2-1 気候変動への適応に関する普及啓発	11
1-2-2 想定される影響に対する施策の推進	11

取り組みの柱2 資源が循環する持続可能なまちづくり 14

2-1 資源の循環的利用	14
2-1-1 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進	15
2-1-2 食品ロス削減の推進	17
2-1-3 プラスチックごみ対策の推進	18
2-2 廃棄物の適正処理	19
2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進	19
2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進	20

取り組みの柱3 多様な生物が生息し自然と共生するまちづくり 23

3-1 生物多様性の保全	23
3-1-1 生息・生育環境の保全	23
3-1-2 特定外来生物対策の推進	23
3-1-3 有害鳥獣対策の推進	23
3-2 自然環境の保全と活用	24
3-2-1 森林や農地の保全と活用	24
3-2-2 公園・緑地等の整備	25
3-2-3 グリーンインフラやE c o-D R Rの推進	26

取り組みの柱4 きれいな水や空気が守られ 安全・安心に暮らせるまちづくり 28

4-1 大気環境等の保全と改善 	28
4-1-1 有害化学物質の発生抑制 	28
4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制 	31
4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導 	32
4-2 水環境等の保全と改善 	33
4-2-1 水資源の保全の推進 	33
4-2-2 地下水、湧水の保全 	37
4-2-3 工場・事業場などからの排出対策 	39

取り組みの柱5 環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり 41

5-1 環境教育・環境学習の推進 	41
5-1-1 環境教育の充実と普及 	41
5-1-2 環境学習の場の提供 	41
5-2 環境保全活動への支援 	42
5-2-1 環境情報の発信 	42
5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり 	43
5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成 	43

原子力災害からの環境回復 46

1 郡山市の除染に関する取り組み 	46
2 郡山市の放射線に関する取り組み 	47

第1章 郡山市第四次環境基本計画の概要

1 計画の期間

本計画期間は「郡山市まちづくり基本指針」と整合性を図るとともに、社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、計画期間を2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4年間としています。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
環境基本計画	第三次				第四次			
郡山市まちづくり 基本指針	公共計画（8年）							

2 各主体の役割

本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、市（行政）といった各主体が、それぞれの立場において環境の保全に対する責務を認識し、相互の連携によって環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

（1）市民の役割

■環境との関わりに対する理解促進

環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが環境問題について関心を持ち、自らの日常生活と環境との関わりについて理解を深めることが求められています。

■環境にやさしいライフスタイルへの転換

環境問題に関心を持つことで、環境に対する意識を見直し、日常生活において環境への負荷が少ないライフスタイルへの転換が求められています。

■環境保全活動への積極的な参加

市が実施する環境施策への協力をはじめ、家庭や学校、職場、地域等における環境保全活動へ自主的・積極的に参加するなど、環境に配慮した取り組みが期待されます。

（2）事業者の役割

■環境関連法令の遵守

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守し、自然環境の保全のために必要な措置を講じます。

■事業活動に伴う環境負荷の低減

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境に配慮した技術開発やサービスの提供、原材料の調達から生産・流通・販売・廃棄まで製品のライフサイクル全体で環境負荷の低減を図るなど、持続可能な事業活動に取り組む必要があります。

■環境保全活動への積極的な参加、支援

市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域社会の一員として、地域における環境保全活動への積極的な参加や支援、または自ら環境保全活動を行うなど、市や市民との協働した積極的な取り組みが期待されます。

(3) 市(行政)の役割

■地域の特性を活かした施策の推進

地域の特性を活かした環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

■環境保全活動への支援

市民や事業者が環境への理解を深め、環境保全活動に取り組むために、市(行政)は環境に関する積極的な情報発信や啓発活動、環境保全活動への支援を行います。

■率先的な環境保全対策の実施

市(行政)自らも事業者・消費者であることを認識し、行政活動に伴う環境負荷の低減に率先して取り組みます。

■「地域循環共生圏」を踏まえた国、県、近隣市町村、関係団体等との連携

各地域が持つ資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、国、県、こおりやま広域連携中枢都市圏をはじめとする近隣市町村や関係団体等と連携・協力し、地域資源を活かした環境施策の推進、課題解決に取り組みます。

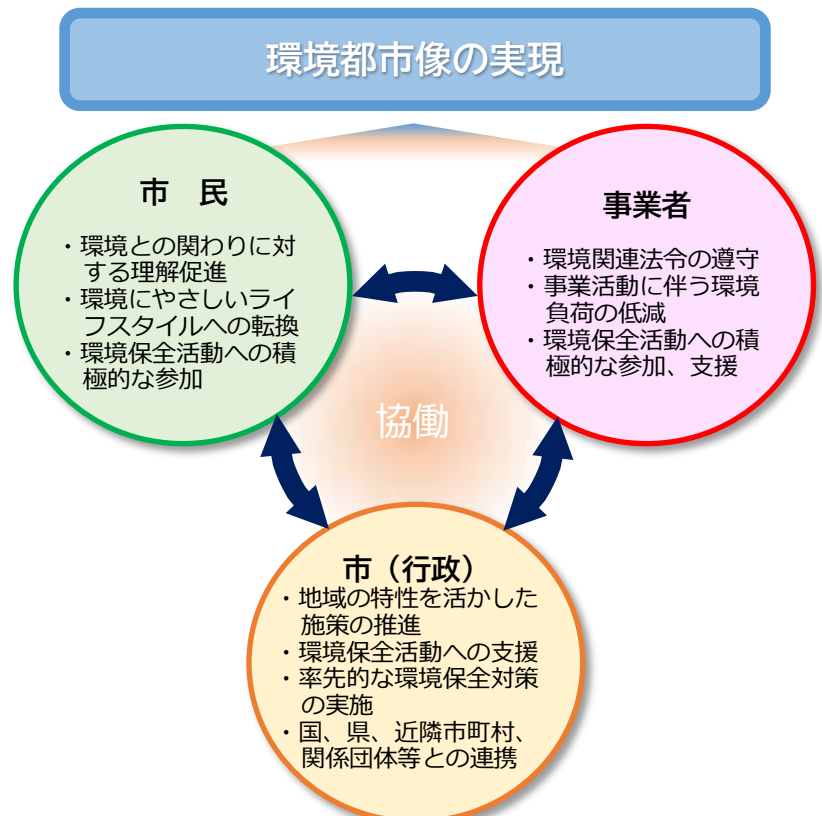
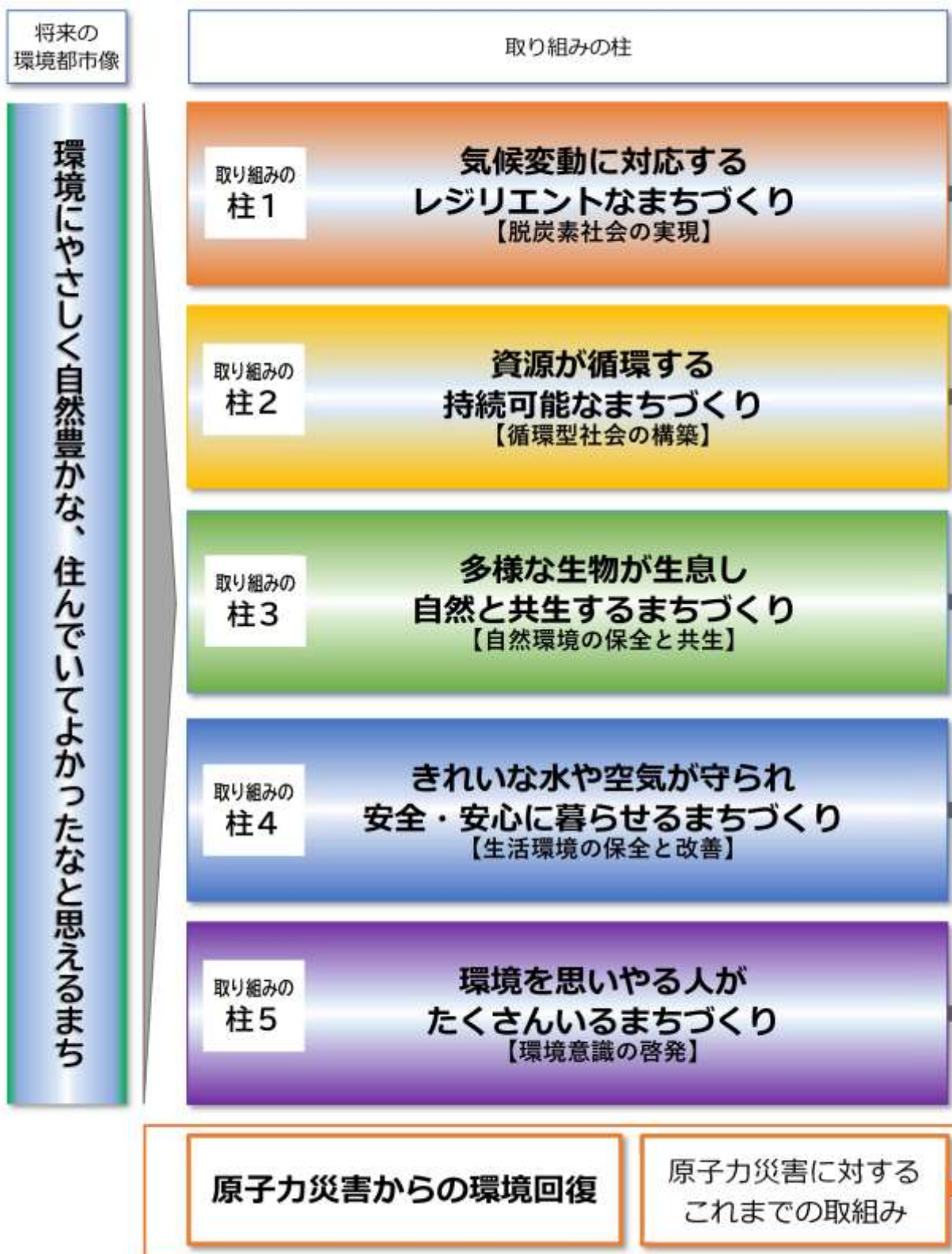


図1 各主体の役割

3 施策の体系



取り組みの項目

1-1 地球温暖化対策の推進

- 1-1-1 省エネルギーの推進
- 1-1-2 再生可能エネルギーの普及拡大と水素社会の実現
- 1-1-3 温室効果ガス吸収源対策

重点
項目

1-2 気候変動適応策の推進

- 1-2-1 気候変動への適応に関する普及啓発
- 1-2-2 想定される影響に対する施策の推進

2-1 資源の循環的利用

- 2-1-1 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 2-1-2 食品ロス削減の推進
- 2-1-3 プラスチックごみ対策の推進

重点
項目

2-2 廃棄物の適正処理

- 2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進
- 2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進
- 2-2-3 災害廃棄物処理体制の構築

3-1 生物多様性の保全

- 3-1-1 生息・生育環境の保全
- 3-1-2 特定外来生物対策の推進
- 3-1-3 有害鳥獣対策の推進

3-2 自然環境の保全と活用

- 3-2-1 森林や農地の保全と活用
- 3-2-2 公園・緑地等の整備
- 3-2-3 グリーンインフラや Eco-DRR の推進

4-1 大気環境等の保全と改善

- 4-1-1 有害化学物質の発生抑制
- 4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制
- 4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

4-2 水環境等の保全と改善

- 4-2-1 水資源の保全の推進
- 4-2-2 地下水、湧水の保全
- 4-2-3 工場・事業場などからの排出対策

5-1 環境教育・環境学習の推進

- 5-1-1 環境教育の充実と普及
- 5-1-2 環境学習の場の提供

5-2 環境保全活動への支援

- 5-2-1 環境情報の発信
- 5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり
- 5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成

分野別施策の展開

- ・ 除染の実施結果
- ・ 市内各所からの除去土壌等の搬出結果
- ・ 空間放射線量の推移に関する情報発信
- ・ ホールボディカウンターによる内部被ばく検査
- ・ 個人積算線量の測定
- ・ 小中学校、保育所等の給食検査
- ・ 自家消費野菜等の放射能検査

第2章 施策の展開

取り組みの 柱1

気候変動に対応するレジリエントなまちづくり 【脱炭素社会の実現】

重点 項目

1-1 地球温暖化対策の推進

「郡山市気候変動対策総合戦略」により、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを計画的に推進しました。

温室効果ガス排出量の削減目標

目標年度		基準年度	削減目標
中期目標	2030 年度	2013 年度 (3,169 千 t-CO ₂)	50% (1,585 千 t-CO ₂)
長期目標	2050 年度		100% ※実質ゼロ

令和4(2022)年度の実績

【郡山市における温室効果ガス排出量（令和4（2022）年度）】

単位：千 t-CO₂

項 目	平成 25 年度 (2013) <基準年度>	令和 12 年度中期目標 (2030) <2013 年度比>	令和 4 年度実績 (2022) <2013 年度比>
温室効果ガス総量	3,169	1,585 (-50.0%)	2,417 (-23.7%)

<基準年度（2013 年度）以降の温室効果ガス排出量実績>



＜参考：温室効果ガス部門別排出量実績＞

単位：千 t-CO₂

温室効果ガス部門別排出量	平成 25 年度 (2013)	令和 4 年度実績 (2022)	平成 25 (2013) 年度比
産業部門	848	574	-32.3%
民生家庭部門	658	530	-19.5%
民生業務部門	755	565	-25.2%
運輸部門	786	641	-18.4%
その他（エネルギー転換部門、 廃棄物、メタンなど）	120	108	-10.0%

温室効果ガスの排出量は、部門毎の排出量として表されることが多く、本市では主に産業部門（第一次産業及び第二次産業の活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーに関するもの）、民生家庭部門（家庭内で消費したエネルギーに関するもの）、民生業務部門（事務所・ビル、店舗等の第三次産業で消費したエネルギーに関するもの）、運輸部門（人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーに関するもの）、その他（廃棄物起源二酸化炭素、メタン等）として分類しています。

分析と対策

- ◆ 2022 年度温室効果ガス排出量は、基準年度（2013 年度）比で約 23.7%減少、前年度 2021 年度比で約 13.0%減少しました。

- ◆ 排出量増減の状況

○運輸部門の普通貨物車における排出量の減少

- ・ 現状値 172 千 t-CO₂ （2013 年度比 -150 千 t-CO₂ 約 46.6%減）

○家庭部門、業務部門、産業部門における電力消費量の減少に伴う排出量の減少

- ・ 家庭部門：現状値 362 千 t-CO₂ （2013 年度比 -102 千 t-CO₂ 約 22.0%減）
- ・ 業務部門：現状値 399 千 t-CO₂ （2013 年度比 -108 千 t-CO₂ 約 21.3%減）
- ・ 産業部門：現状値 232 千 t-CO₂ （2013 年度比 -214 千 t-CO₂ 約 47.9%減）

- ◆ 現状と今後の対策

郡山市における温室効果ガス排出量は、すべての部門において基準年度よりも下回っています。特に、家庭部門、運輸部門、業務部門及び産業部門においては、約 18～32%の減少が見られ、省エネの啓発効果が表れていると推測されます。

しかしながら、家庭部門及び業務部門については、2030 年度における国の削減目標の半分に達していないため、太陽光発電を初めとした再生可能エネルギー設備の導入促進等に積極的に取り組んでまいります。

＜郡山市の人口と車両保有台数＞ ※車両のうち乗用車は各年度末時点、軽自動車は各年 6 月 30 日時点）

2013 年 人口 328,267 人（1 月 1 日時点） 車両 194,456 台

2022 年 人口 319,702 人（1 月 1 日時点） 車両 212,531 台※一人当たりの保有台数が増加

1-1-1 省エネルギーの推進

(1) 省エネルギー性能の高い建築物や設備・機器等の導入促進

- ① 温室効果ガス排出量の削減と電気料金の低減を目的として、市内全域の道路照明（駅前広場、地下道含む）LED 化を ESCO 事業により実施するため、R7（2025）年 1 月に受注者と契約しました。（R7（2025）年 4 月～12 月に市内全域の LED 化予定）建設しました。

※ESCO=Energy Service Company。省エネルギー化により実現する光熱水費の削減分で改修費や維持管理費を賄う事業手法。

- ② 老朽化により移転新築した東山霊園管理事務所を ZEB（BEI：-0.01）の建物として建設しました。

※ZEB（ゼブ）=Net Zero Energy Building。省エネや再生可能エネルギーを利用した創エネによって、エネルギー消費量がゼロになる建物のこと。

- ③ 公共施設に高効率機器などの設備を導入し、省エネルギー対策を推進しました。
 - ・新築工事を実施した 5 施設及び改修工事を実施した 10 施設に、LED 照明を導入しました。
 - ・トイレ改修工事の際、節水型トイレを採用しました。

(2) 利用しやすい公共交通網の整備

- ① 過度な自動車利用に依存することなく、公共交通等による移動がしやすいまちづくりを進めるべく、「モビリティ・マネジメントの推進」や「公共交通の維持・確保」、「利用者のサービス向上」等の取り組み推進を図りました。
- ② 路線バスの運行が廃止した地域において、路線バスに代わる地域の足として、令和元年 6 月から乗合タクシーを導入しており、令和 7（2025）年 3 月時点で 10 地区で乗合タクシーを運行し、公共交通網の整備を図りました。

(3) 次世代自動車の普及と自動車の適正利用の推進

- ① 公用車への次世代自動車の導入を推進するため、「郡山市環境物品等の調達方針」にて、乗用車の調達基準を次世代自動車のいずれかにすることとしています。
- ② 次世代自動車を導入する市民、事業者に対して補助金を交付しました。

【令和 6（2024）年度 次世代自動車導入補助実績】

対象設備	補助金額	補助件数	補助金額計
燃料電池自動車（FCEV）	200,000 円／件	5 件	1,000,000 円
普通電気自動車（BEV）	100,000 円／件	42 件	4,200,000 円
軽電気自動車（BEV）	50,000 円／件	36 件	1,800,000 円

- ③ 過度な自動車利用から他の交通手段への転換を促すため、「新たなモビリティサービスの活用」や「モビリティ・マネジメントの推進」等の取り組み推進を図りました。

- ④ 市職員向けに、公用車利用を控え、路線バスの活用を推進するため、「公用ノルカカードの貸出し」やモビリティ・マネジメントの意識を高めるため、「エコ通勤職員アンケート」、「トラフィック＆MM（モビリティ・マネジメント）通信の発行」、「徒歩・自転車通勤推進の日」等を実施しました。
- ⑤ 市民向け「市政きらめき出前講座」の実施や、安積高校探求事業への伴奏支援を実施し、市内で行っている乗合タクシーやモビリティ・マネジメントへの取り組みについて周知しました。

（４）コンパクトで低炭素なまちづくりの推進

郡山型コンパクト＆ネットワーク都市構造の形成を図るため、立地適正化計画を策定し、都市の継続的な運営及び生活を支える機能（医療、福祉、教育文化、子育て支援、商業等）の維持が可能となるよう、都市構造の再編を誘導しました。

- ・ 立地適正化計画に関する届出 36 件

1-1-2 再生可能エネルギーの普及拡大と水素社会の実現

（１）再生可能エネルギーの導入促進

- ① 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等を導入し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能にしました。

工事実施施設	太陽光発電量	蓄電池
歴史情報博物館（新設）	11.0kW	11.2kWh
富久山行政センター	17.6kW	25.2kWh
男女共同参画センター	4.9kW	13.2kWh
桃見台地域公民館	4.1kW	12.6kWh
東山霊園管理事務所（ZEB 化改修）	8.2kW	12.6kWh

実施設計委託施設	太陽光発電量	蓄電池
安積図書館（行政センター）	14.8kW	18.9kWh
薫地域公民館	4.7kW	12.6kWh
教育研修センター	6.0kW	12.6kWh

- ② 再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、住まいの一体的な CO₂ 排出量の削減を支援するため、エネルギーを自ら生み出す「創エネ（Re-create:リクリエイト）」、消費エネルギーを減らす「省エネ（Reduce:リデュース）」、創ったエネルギーを蓄えて利用する「蓄エネ（Reuse:リユース）」を推進し、太陽光発電システムと家庭用定置型蓄電池のセットやエネファーム等の設置に対し補助金を交付しました。

【令和6（2024）年度 エネルギー3R 推進事業補助実績】

対象設備	補助金額	補助件数	補助金額計
家庭用定置型蓄電池 （太陽光発電システムとセット）	130,000 円／件	117 件	15,210,000 円
家庭用定置型蓄電池	100,000 円／件	51 件	5,100,000 円
エネファーム	50,000 円／件	33 件	1,650,000 円
電気自動車充給電設備（V2H）	50,000 円／件	5 件	250,000 円
エコキュート	30,000 円／件	275 件	8,250,000 円
自家消費型事業用太陽光発電設備	250,000 円／件	1 件	250,000 円



（2）再生可能エネルギーによるイノベーションの創出と地域経済の活性化

市有地や施設を研究機関産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所の実証試験の場として提供し、技術の実証・実装を推進しました。

（3）水素利活用の拡大

- ① 「郡山市水素利活用推進構想」に基づき、水素社会の実現に向けた取り組みを実施しました。
水素・燃料電池等関連産業の誘致、育成等による地域産業の活性化及び産学官連携による技術開発、共同研究等による水素利活用の拡大を図ることを目的として、「郡山市水素利活用推進研究会」を书面開催し、水素利活用に関する事例報告等を実施しました。

- ・ 研究会開催回数 1 回

- ② 家庭用燃料電池（エネファーム）を導入する市民に対して、補助金を交付しました。（再掲）
（1-1-2（1）② エネルギー3R推進事業補助実績のとおり）
- ③ 燃料電池自動車を導入する市民、事業者に対して、補助金を交付しました。（再掲）
（1-1-1（3）③ 次世代自動車導入補助実績のとおり）
- ④ 商用定置式水素ステーションを運営している事業者に対して、水素ステーション運営を通じて行う新規需要創出活動経費を対象とした補助金を交付しました。
 - ・ 郡山市燃料電池自動車用水素供給設備新規需要創出活動補助金 1,000,000 円／1 件
- ⑤ ふくしま再生可能エネルギー産業フェア（REIF ふくしま）等に出展し、本市の魅力・優位性の PR と企業誘致事業を実施しました。

1-1-3 温室効果ガス吸収源対策

（1）森林の保全

- ① 森林経営計画制度に基づき、林業経営者が実施する計画的な造林への支援と景観向上を図るための森林整備を実施しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
補助対象面積	21.98 ha	26.89 ha
補助額	1,418,109 円	2,256,166 円

- ② 荒廃森林の除間伐を行いました。 計 3.8 ha（三穂田町）
- ③ 原発事故により森林整備等林業生産活動が停滞していることから、計画的な事業推進により森林が担う公益的機能の維持向上を図るため、間伐等の森林整備と路網整備を一体的に実施しました。
 - ・ 森林整備（間伐等） 13.30 ha
 - ・ 路網整備 延長 3,319 m

（2）都市部の緑化推進

緑化木や花苗の交付等により、緑化の促進及び保全を促し、都市全体の緑の創出及び保全を図りました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
緑化木交付	169 本	124 本
生垣助成	6 件	2 件
花苗配布	46 公園	45 公園

1-2 気候変動適応策の推進

1-2-1 気候変動への適応に関する普及啓発

(1) 気候変動の影響への適応に関する情報発信

気候変動の影響による気温上昇に対応した服装を推奨するため、過ごしやすい衣服の着用を促すクールビズ、ウォームビズを推進しました。

1-2-2 想定される影響に対する施策の推進

(1) 水環境・水資源／自然生態系・自然災害分野

- ① 自助・共助の取り組みを推進するため、自主防災組織の方々等が主催する訓練への支援等とともに、きらめき出前講座（33 回参加者 1,356 人）を実施し、幅広い年代の市民に対して普及啓発活動を行いました。
- ② 郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン（平成 26 年度～令和 4 年度実施）に基づき、過去に浸水被害の大きかった市内 5 地区の整備事業（貯留施設設置等）を実施し、対象地区の床上浸水被害を床下浸水被害にとどめる整備を行います。

令和 5 年度までに、すべての貯留施設の整備が完了し、供用開始しました。また、現在、導水管や関連管渠の整備を行っています。

(2) 農林・水産業／産業・経済活動分野

① 農学研究成果活用推進事業

米粉用として多収量米の品種適性試験を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
実証栽培面積	30 a	6 a
収穫量	2,089 kg（単収 696.5 kg/10 a）	294 kg（単収 491.2 kg/10 a）

- ② 企業が新型コロナウイルス感染症をはじめ、災害、事故その他の突発的な事由が生じた場合に事業の継続、早期復旧を可能とするために行う感染症対策を含めた B C P、事業継続力強化計画の策定又は改定に係る費用を補助しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
交付件数	11 件	2 件
交付額	1,294,000 円	90,000 円

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-①	エネルギー消費に対する再生可能エネルギーの導入割合	15% (平成 30(2018)年度)	30% (令和 5 (2023)年度)
	市内のエネルギー消費量に対する市内で発電される再生可能エネルギーの割合。郡山市気候変動対策総合戦略を踏まえ、省エネへの取り組みと再生可能エネルギーの導入を進めます。目標値は「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める目標値とします。 ※国が公表する各種統計データを待つ必要があることから、3年前の数値が最新のものとなります。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	19% (令和 4(2022)年度)	30% (令和 5 (2023)年度)	△
	再生可能エネルギーの発電量は前年度（2021 年度）より 6,066 千 kwh 増えており、再生可能エネルギーの導入は進んでいますが、目標達成に向けては、加速度的な導入が必要となることから、今後も導入拡大に向けて取り組んでいきます。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-②	再生可能エネルギー設備を導入した公共施設数	24 施設 (令和 2 (2020)年度)	38 施設 (令和 7 (2025)年度)
	再生可能エネルギー設備を導入した公共施設数。郡山市気候変動対策総合戦略を踏まえ、公共施設への再生可能エネルギー設備の積極的な導入を図ります。目標値は「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める数値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	33 施設 (令和 6 (2024)年度)	38 施設 (令和 7 (2025)年度)	×
	2024 年度は、郡山市歴史情報博物館(発電量 11.0kW 蓄電池容量 11.2kWh)、富久山行政センター(発電量 17.6kW 蓄電池容量 25.2kWh)、桃見台地域公民館(発電量 4.1kW 蓄電池容量 12.6kWh)、男女共同参画センター(発電量 4.9kW 蓄電池容量 13.2kWh)及び東山霊園管理事務所(発電量 8.2kW 蓄電池容量 12.6kWh)へ太陽光発電設備を導入しました。 2025 年度は、設置工事を 3 施設で実施予定で計 36 施設となる見込みですが、計画期間中に設置予定であった施設の長期方針の見直し等により設置を延期した施設が 2 施設(柴宮地域公民館、河内埋立処分場)あり、計画期間内の目標達成は困難です。 今後、更なる導入に向けて、施設所管課と協議のうえ、工事設計委託及び設置工事を進めていきます。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-③	セーフコミュニティの認知度	32.4% (令和2(2020)年度)	45.0% (令和7(2025)年度)
	市民のセーフコミュニティの認知度。けがや事故を予防し、より安全で安心なまちづくりを進めるため、2018年2月に国際認証を取得した「セーフコミュニティ」を維持し、防災・環境安全対策を含む様々な活動を市民・関係機関・団体・組織等と協働により推進します。 気候変動適応分野の指標とし、目標値は「SDGs未来都市計画」に定める目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	46.7% (令和6(2024)年度)	45.0% (令和7(2025)年度)	◎
	セーフコミュニティの認知度は46.7%となり、目標値である45.0%を上回ることができました。今後もこどもまつりや防災訓練等による展示や活動支援動画を活用した啓発、SNSによる情報発信、セーフコミュニティ活動推進表彰事業の実施により、積極的な啓発活動を実施し、認知度向上を図ります。 ※調査対象：郡山市在住の満18歳以上の4,000人を無作為抽出 回収率：1,648件（41.2%）		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-④	適応策に該当する市の事務事業数	17件 (令和3(2021)年度)	25件 (令和7(2025)年度)
	「郡山市まちづくり基本指針実施計画」において、SDGsのターゲット13.1に該当する事務事業数。 気候変動適応分野の指標とし、目標値は現況値の約1.5倍とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	28件 (令和6(2024)年度)	25件 (令和7(2025)年度)	◎
	気候変動の影響に対応するため、防災・減災や熱中症対策等、気候変動適応分野の各種施策を実施しています。今後も温室効果ガス排出を抑制する緩和策とともに、部局連携による気候変動適応分野の施策を推進していきます。		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

第2章 施策の展開

取り組みの 柱2

資源が循環する持続可能なまちづくり 【循環型社会の構築】

重点 項目

2-1 資源の循環的利用

1人1日当たりのごみ排出量の削減目標

【目標指標】

指標名	現状値 令和 5(2023)年度	目標値 令和 9(2027)年度
1人1日当たりのごみ排出量	1,102g	970g 2020年度比

令和 5(2023)年度の実績

指標名	令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
1人1日当たりのごみ排出量	1,190g	1,183g 2020年度比 -7g	1,165g 2020年度比 -25g	1,102g 2020年度比 -88g

※令和 3 年及び令和 4 年の福島県沖地震による災害廃棄物量は含まない。

分析と対策

◆ 全体ごみ量と現住人口について

年度	全体ごみ量	家庭系	事業系	住民基本台帳人口
R2(2020)	139,792t	92,188t	47,604t	321,735人(R2.10.1)
R3(2021)	138,272t	89,629t	48,643t	320,120人(R3.10.1)
R4(2022)	135,189t	87,638t	47,551t	317,992人(R4.10.1)
R5(2023)	127,280t	81,604t	45,676t	315,575人(R5.10.1)

- ◆ 令和 5(2023)年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、令和 2(2020)年度と比較して減少していますが、他の中核市と比べても依然として高い推移となっています。
- ◆ 現在、市民総ぐるみの運動「みんなで目指す 郡山ごみ減量 20%」をスローガンとして掲げ、全市をあげてのエコアクションとして様々なごみ減量に繋がる施策を展開しています。
- ◆ 各家庭から、ごみ集積所に排出された「燃やしてよいごみ」の組成を調査したところ、「食べ残しなどの生ごみ」や「草木」等の割合が大きかったため、以下の 3 点について重点的に周知、啓発を実施しています。
 - ・ 生ごみの水切り(専用の水切り器等を活用した生ごみの水切り：生ごみダイエット)
 - ・ 草木の天日干し(庭木の剪定枝や除草した草などを捨てる前に天日干しして乾燥させる)
 - ・ 食ロスの削減(「適量」を合言葉に必要な分だけ買う、食べるを心掛けることや、捨てていた野菜くずを使ったレシピの紹介：減るいいレシピ)

- ◆ 事業所から排出されたごみの総量や組成などを把握し、事業所が計画的に減量を進める一助とするために、事業系一般廃棄物減量計画書の作成及び提出を令和8年度から開始する予定です。

併せて、展開検査を実施した際に確認された、紙類が可燃ごみとして排出されていたり、産業廃棄物が混入しているものが見受けられたことに対する対応のため、適正な分別と廃棄物の資源化について、分別方法のチラシ等を用いて市内の事業者に対しての周知、啓発も予定しています。

- ◆ 令和6年度に廃棄物処理の基本指針となる「郡山市一般廃棄物処理基本計画」を改訂しました。

(主な改訂内容)

- ・「3R+2R(リフューズ、リペア)」や「サーキュラーエコノミー」の推進
- ・「食品ロス削減の取り組み促進」
- ・ごみ排出量算出の計算式を全国で使用されている環境省の計算式に変更

⇒ 1人1日あたりのごみ排出量について、令和9(2027)年度ごみ排出量の目標値を「910g」から「970g」に変更

- ◆ 本市の1人1日当たりのごみ排出量は、他中核市と比較して4年連続ワースト1となっていることから、あらゆる施策を積極的に展開し、ワースト1からの脱却を目指してまいります。

2-1-1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

(1) ごみの発生抑制(リデュース)の推進

- ① 大手コンビニエンスストア等と連携し、「手前どりPOP」の掲示による食品ロス削減を推進しました。
- ② 事業系食品ロス削減のため、令和5(2023)年12月1日からフードシェアリングサービス「こおりやまタバスケ」の実証実験を実施し、令和6(2024)年12月1日から本導入しました。

	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
食品ロス削減量	968,240 g	2,046,154 g

(2) 再使用(リユース)の推進

- ① リユーススポットの実証実験を実施 市民の「不要だがまだ使える」ものを集め、必要としている人にリユースするため、「郡山市リユーススポット」の実証実験を行いました。
 - ・ 実施期間 令和6(2024)年10月3日～12月13日(開設日59日間)
 - ・ 来場者数 4,158人
 - ・ リユース量 32,805点(約15t)
 - ・ リサイクル量 15,078点(約5t)
- ② 株式会社ジモティーとの連携協定に基づき、市ウェブサイトの粗大ごみの処理方法のページ等に同社のリユースサイトのリンクを設定し、市民が同社掲示板に不用品を登録することにより、必要とする人への譲渡を促進する取り組みを行いました。

- ・ R6（2024）年度に郡山市を取引場所として指定した物品の総数 17,701 件
- ③ 株式会社マーケットエンタープライズとの連携協定に基づき、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたりユースを推進しました。
 - ・ 依頼数 275 件 ・ 依頼商品数 751 点
- ④ ジット株式会社との連携協定に基づき、使用済インクカートリッジを回収するための専用ボックスを市役所の本庁舎と西庁舎に設置しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
回収業者への発送量	43.32 g	41.7 g

（3）再資源化(リサイクル)の推進

- ① ごみの減量と資源物の有効活用のため、スーパーなどの店頭回収や民間事業者等が設置した資源回収ボックスなどを郡山市地理情報システムに掲載する「資源物回収スポットマップ」を導入しました。
- ② 使用済小型家電の資源の有効利用、処理施設の維持管理費の縮減及び最終処分場の長寿命化を図るため、使用済小型家電の回収を行いました。
 - ・ 市内公共施設に設置した「使用済小型家電回収ボックス」設置による回収 15,416 kg
 - ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」との事業連携に基づく宅配便による回収 5,023 kg
- ③ 利用可能な廃棄物の集団回収運動を実施した団体に対して報奨金を交付し、ごみ問題に対する市民意識の高揚と資源の有効利用を図りました。
 - ・ 対象品目（単価 5 円/kg（一律））：古紙、金属、繊維、びん、その他有価物

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
実施団体	358 団体	363 団体
報奨金	14,047 千円	12,637 千円
回収量	2,809 t	2,527 t
古紙	2,653 t	2,381 t
金属類	108 t	104 t
繊維	1 t	1 t
びん	47 t	41 t

（４）ごみの分別の徹底

- ① 家庭系可燃ごみに含まれる資源物の混入状況について組成調査を行い、結果を公表しました。

	令和 5（2023）年度		令和 6（2024）年度	
	実施回数	資源物混入率	実施回数	資源物混入率
家庭系可燃ごみ組成調査	2 回	48%	2 回	15%

- ② 循環型社会形成の実現に向け、5 R フェスティバルの開催や SNS での周知をはじめ、広報こおりやま、ごみの日カレンダー、小学生向け副読本「わたしたちとごみ」の配布、また、ふれあいネットワーク事業やきらめき出前講座により、ごみの分別徹底の啓発を行いました。さらに、事業系ごみの分別を徹底するため、市内経済団体と連携し周知啓発を行いました。
- ③ いつでも、どこでも、だれでも家庭ごみの出し方を検索できる分別辞書サイト「こおりやまごみサク」を令和 6 年 4 月 1 日から導入しました。

（５）3Rを推進する啓発活動や情報提供の充実

- ① 市政きらめき出前講座「わたしたちとごみ」を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
実施学校数	12 件	2 件
参加人数	408 人	143 人

- ② 5 R フェスティバル（令和 6 年 7 ～ 8 月・福島民友新聞社共催）において「ごみ減量とリサイクル」、「きれいなまちづくりと環境保全」に対する意識高揚を図るため各種イベント等を実施しました。
- ・ ごみ処理施設見学会（令和 6 年 7 月 24 日 参加者数 33 名）
 - ・ ポスター・標語コンクール（令和 6 年 7 ～ 8 月）

2-1-2 食品ロス削減の推進

（１）庁内関係部局協奏による食品ロス削減の推進

家庭で使用しない食品を集め、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する「フードドライブ in 郡山市役所」を実施しました。

- ・ 実施期間 令和 6（2024）年 10 月 15 日～17 日
- ・ 寄贈実績 44.2 kg（120 点）

（２）食育を通じた食品ロス削減の推進

- ① 食育推進ボランティア活動時や健康教育等において市食育推進計画の市民版の配布により、周知啓発を行いました。
- ② 12 月及び 3 月の食育の日（毎月 19 日）に、食品ロスに関する庁内放送を行いました。
- ③ 世界食糧デーに合わせ、食品ロスに関する記事を給食だよりに掲載しました。

(3) 生ごみの減量化による食品ロス削減

- ① 5 Rフェスティバル（令和6年7～8月・福島民友新聞社との共催）において、「生ごみ減量」をテーマにオリジナルレシピを募集する「減るしいレシピコンクール」を開催しました。
- ② 家庭系食品ロスの排出状況を把握し、ごみ減量の施策を検討する際の基礎資料とすることを目的として、食品ロス実態調査を行い、結果を公表しました。

	令和5（2023）年度		令和6（2024）年度	
	実施回数	食品ロス率	実施回数	食品ロス率
食品ロス実態調査	2回	4.8%	2回	5.7%

- ③ 一般家庭の生ごみ減量化を推進し、併せて再利用及び環境保全に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理機（コンポスト容器、ボカシ密封容器）を無償貸与し、ごみ減量化を推進しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
コンポスト容器無償貸与数	185 個	192 個
ボカシ密封容器無償貸与数	120 組	126 組

- ④ 一般家庭から排出される生ごみの減量促進と地域振興のため、電動式生ごみ処理機の購入者に対して、購入費の一部を助成しました。（令和6年度開始）

	令和6（2024）年度
交付件数	145 件
交付金額	2,916,440 円

(4) 食品ロス削減に関する普及啓発

- ① 消費生活センターの出前講座にて、食品ロスをテーマとする講座を5回実施しました。
- ② 事業系食品ロス削減のため、令和5（2023）年12月1日からフードシェアリングサービス「こおりやまタバスケ」の実証実験を実施し、令和6（2024）年12月1日から本導入しました。（再掲）

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
食品ロス削減量	968,240 g	2,046,154 g

- ③ 食材を最後まで使う「使い切り」・残さず食べる「食べきり」・生ごみを減らす「水切り」の「3きり運動」を推進しました。

2-1-3 プラスチックごみ対策の推進**(1) プラスチックの資源循環の促進**

容器包装リサイクル法に基づき、資源物として回収したプラスチック 1,343 t を再商品化事業者へ引き渡しました。

2-2 廃棄物の適正処理

2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進

(1) 産業廃棄物の適正処理

- ① 排出事業者や処理業者に対する立入調査、適正処理の指導・啓発を行うと共に、不法投棄多発地区への不法投棄監視カメラの設置及び山間部を中心とした市内全域での監視パトロール等により、監視体制を強化し、不法投棄等の未然防止を図りました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
不法投棄件数	63 件	62 件
野外焼却件数	10 件	12 件
不適正処理件数	28 件	37 件

- ・ 移動式監視カメラ設置台数 24 台（令和7（2025）年3月31日現在）
 - ・ 休日、平日、昼夜間パトロール日数 160 日
 - ・ クリーンセンター展開検査 5 回 22 者に指導を実施
- ② 産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、主要道路に検問所を設置し、産業廃棄物運搬車両の運転手に対し、マニフェストの確認や適正処理の指導啓発を行いました。
- ・ 田村町、熱海町地内 国道49号線（7月、10月実施）
- ③ ごみの適正搬入に向けた取り組みを行いました。
- ・ クリーンセンターへの自己搬入者を対象に搬入資格確認を強化及び啓発用看板の設置
違反件数 472 件（0.7%）／66,842 台
 - ・ あわせ産廃契約事業者を対象に契約違反への指導を強化
違反 30 台、指導 22 者（うち契約解除 4 者）

(2) PCB廃棄物適正処理の徹底

「PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられた PCB 使用製品及び市内事業所の調査及び指導を実施しました。

(3) 廃棄物処理施設等の整備

- ① 各施設年次計画等に基づき、維持補修を実施しました。
- ② 河内埋立処分場第二污水处理施設において、15 年程度の長寿命化を図るため、長寿命化工事の実施設計等を実施しました。
- ③ 河内埋立処分場第二污水处理施設屋上に太陽光発電設備を設置するため実施設計業務を実施しました。
- ④ 河内クリーンセンター再整備事業において、基本構想業務委託を実施し、次期河内クリーンセンターの在り方について検討を行いました。

（４）適正な費用負担の検討

ごみの排出量削減及び再資源化の促進を図るため、「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」を一部改正しました。

（議決日 令和 7 年 3 月 7 日、施行日 令和 7 年 10 月 1 日）

① 富久山・河内クリーンセンターへの搬入料金（処分料）の改定

種別	改定前（税込）	改定後(税込)
家庭廃棄物	10kg あたり 55 円	10kg あたり 165 円
事業系一般廃棄物	10kg あたり 110 円	

② 富久山・河内クリーンセンターでのあわせ産廃の受入停止

2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進**（１）不法投棄対策**

各種団体や地域住民と連携を図り、不法投棄多発地区などへの監視強化に努めました。

（２）ごみのポイ捨て防止・環境美化の推進

- ① 5 月 30 日を「ごみゼロの日」とし、JR 郡山駅東口駅前中央広場及びその周辺を清掃関係団体等の協力を得て、「ポイ捨て等防止の街頭啓発」及び「ポイ捨てごみの回収」を行いました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
参加者数	140 人	120 人

・ 参加者数 140 人

- ② ポイ捨て等防止指導員による啓発指導を行いました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
活動回数	672 回	766 回
可燃ごみ回収量	762 袋（45 L）	846 袋（45 L）

- ③ 「ごみのポイ捨て防止」及び「犬のふん放置防止」を呼びかけるため、専用の啓発看板を作製し、希望者に無料で配布しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
配布枚数	215 枚	269 枚

- ④ 植物を育てることを通して、児童、生徒の環境美化への理解を深めるため「花いっぱいコンクール」を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
参加団体数	255 団体	255 団体

(3) 空き地・空き家等の適切な管理

- ① 空き地の管理に関する相談が 102 件寄せられ、それぞれ土地の所有者に対して、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例に基づき、適正な管理を促しました。
- ② 地域住民等から空き家の相談があった場合は、所有者に対し、適正な管理を促しました。また、空き家の利活用に向け、NPO 法人こおりやま空家バンクとの連携を図りました。

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
2-①	再生利用率	10.1% (令和2(2020)年度)	19.0% (令和7(2025)年度)
	資源物の再生利用率。(分別収集回収量 + 破砕回収金属量 + 集団資源回収量) / (ごみ総量 + 集団資源回収量) 2027年度の再生利用率を26%とする「郡山市一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	9.3% (令和6(2024)年度)	19.0% (令和7(2025)年度)	△
	ごみの減量と資源物の有効活用を進めるためには、再生利用率の向上が重要です。 民間事業者が実施する、自治体回収を経由しない資源物の店頭回収の普及により、本市を含む中核市平均の再生利用率は減少傾向にあります。 民間事業者による資源物の店頭回収は、ごみの減量に有効な取組であることから、本市では「資源物回収スポットマップ」による店頭回収の積極的な利用を呼び掛けています。 今後においても、再生利用率の向上に向けて、小学生を対象としたごみ減量教室の拡充等、資源物の分別排出の徹底を図っていきます。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
2-②	最終埋立量	23,145 t / 年 (令和2(2020)年度)	19,145 t / 年 (令和7(2025)年度)
	最終処分場における埋立量。 2027年度の最終埋立量を18,679 tとする「郡山市一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	17,251 t / 年 (令和6(2024)年度)	19,145 t / 年 (令和7(2025)年度)	◎
	クリーンセンターへの可燃ごみの搬入量が3,873t減少(対前年比96.8%)及び、貴金属を含んだ焼却灰のリサイクル(年間実績 222.55t)により埋立量が減少しました。		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みれば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

3-1 生物多様性の保全

3-1-1 生息・生育環境の保全

(1) 森林や水辺、緑地の保全

逢瀬川沿いの大島自然ふれあい広場等の親水施設の良好な環境を維持するため、草刈り等の管理業務委託を実施しました。

(2) 希少な動植物の保護

福島県自然保護課が作成している「ふくしまレッドリスト」について、市ウェブサイト及び市内の小学5年生向け副読本「郡山市のかんきょう」に掲載し、啓発を行いました。

(3) 生物多様性に関する理解の促進

- ① 2021年7月に国内で初めて市内での生息が確認された外来種「サビイロクワカミキリ」について、市ウェブサイト及び広報こおりやまに掲載し、啓発を行いました。
- ② 特定外来生物である「アレチウリ」について、東山霊園敷地内で防除方法に関する実証実験を実施し、検証した結果について市ウェブサイトに掲載し、啓発を行いました。

3-1-2 特定外来生物対策の推進

(1) 外来種対策の推進

サビイロクワカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリによる被害の拡大防止に向け、福島県が実施した被害状況調査について連携しました。

3-1-3 有害鳥獣対策の推進

(1) 関係機関と連携した対策の推進

「郡山市鳥獣被害防止計画」に基づき、侵入防止柵の整備、郡山市有害鳥獣捕獲隊の協力による有害鳥獣捕獲を実施しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
イノシシ捕獲頭数	347 頭	377 頭
有害鳥獣による農産物の被害面積	8.76 ha	3.27 ha

3-2 自然環境の保全と活用

3-2-1 森林や農地の保全と活用

(1) 森林の整備・管理の適正化

- ① 森林経営計画制度に基づき、林業経営者が実施する計画的な造林への支援及び景観向上を図るための森林整備を実施しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
補助対象面積	21.98 ha	26.89 ha
補助額	1,418,109 円	2,256,166 円
荒廃森林の除間伐	計 13.22ha（田村町）	計 3.8ha（三穂田町）

- ② 森林資源の生産性の向上と林業経営の安定化を図るため、既設林道の機能の確保、向上のための整備を実施しました。

- ・ 東岐線 舗装工事 橋梁工 L=520m
- ・ 滝ノ入線 舗装工事 橋梁工 L=400m
- ・ 中ノ入線 舗装工事 舗装工 L=200m

- ③ 原発事故により森林整備等林業生産活動が停滞していることから、計画的な事業推進により森林が担う公益的機能の維持向上を図るため、間伐等の森林整備と路網整備を一体的に実施しました。

- ・ 森林整備（間伐等） 13.30 ha
- ・ 路網整備 延長 3,319m

- ④ 経営管理権集積計画の策定により、林業経営の集積、集約化を図った森林への作業道開設等を実施しました。

- ・ 路網整備 942m

(2) 森林資源の活用

高篠山森林公園及び東部森林公園の豊かな自然環境を活用したイベント（四季の森林ウォーキング等）を開催し、森林に対する関心の向上及び理解の促進を図りました。

- ・ イベント開催実績 31 回

(3) 農地の適正な維持管理

- ① 中山間地域等の条件不利地域での営農継続の取り組みについて支援しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
活動組織数	38 集落	39 集落
対象農用地面積	947.09 ha	973.50 ha
補助額	113,795,747 円	116,031,804 円

- ② 地域の農業者や非農業者が行う、農地、農業用水等の資源及び農村環境を守るための取り組みについて支援しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
活動組織数	118 組織	119 組織
対象農用地面積	6,249.52 ha	6,430.58 ha
水田	5,423.5 ha	5,598.3 ha
畑	795.23 ha	798.87 ha
草地	30.79 ha	33.41 ha

（4）自然環境と調和した農業の推進

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に対して支援しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
活動組織数	2 団体	2 団体
対象農用地面積	35.21 ha	40.42 ha
補助額	2,573,520 円	2,630,880 円

3-2-2 公園・緑地等の整備

（1）公園・緑地等の整備、保全の推進

- ① 地域住民の憩いの場、活動の場として、日常的な利用に供される都市公園の整備を実施しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
整備した公園	前北公園	宝沢東公園、富田東二丁目公園

- ② 公園利用者の安全性の確保等の観点から、計画的な改築等に係る取り組みを推進し、施設の更新を効果的・効率的に行っていくため、令和5年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、3公園の公園施設の改修(遊具更新)を計画どおり実施しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
改修した公園	池田公園、日出山公園	大成公園、中田公園、菱田公園

（2）地域緑化の推進

緑化木や花苗の交付等により、緑化の促進及び保全を促し、都市全体の緑の創出及び保全を図りました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
緑化木交付	169 本	124 本
生垣助成	6 件	2 件

花苗配布	46 公園	45 公園
------	-------	-------

(3) 緑の柔軟な活用と利用の促進

- ① 桜の観光スポットや湖水浴場及びキャンプ場等の利便性を確保し、観光誘客を図るため、トイレ(仮設を含む)やキャンプ場の炊事場、駐車場の維持管理を実施しました。
- ② 開成山公園のスポーツエリアを除く西側及び隣接する3公園において、平成29年の都市公園法の改正により創設された公募設置管理制度(Park PFI 制度)を活用した公園施設及び収益施設の整備と、これら公園施設の維持管理・運営を行う指定管理者制度を一体的に導入することにより、市の財政負担を軽減しながら、公園の質・利便性・魅力・防災機能の向上を図りました。

3-2-3 グリーンインフラやEco-DRRの推進

(1) 防災・減災のための緑の保全と活用

- ① 水田に一時的に雨水を貯留し、都市部に集中する浸水被害の軽減に寄与する「田んぼダム」の取り組みについて支援しました。
 - ・ 令和5(2023)年度 田んぼダム取り組み農地(新規) 182箇所 56.1 ha
 - ・ 令和5(2023)年度末 田んぼダム取り組み農地(累計) 592箇所 164.3 ha
- ② 開成山公園のスポーツエリアを除く西側及び隣接する3公園において、平成29年の都市公園法の改正により創設された公募設置管理制度(Park PFI 制度)を活用した公園施設及び収益施設の整備と、これら公園施設の維持管理・運営を行う指定管理者制度を一体的に導入することにより、市の財政負担を軽減しながら、公園の質・利便性・魅力・防災機能の向上を図りました。

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
3-①	有害鳥獣による農産物の被害面積	4.9 ha (令和2(2020)年度)	別途算定
	有害鳥獣による農産物の被害面積。有害鳥獣被害の減少が、森林や農地の保全につながることから、「郡山市鳥獣被害防止計画」に定める目標値とします。 ※2022～2024 年度までの計画を 2021（令和3）年度末に策定予定であること及び当該防止計画は3年毎に更新を行うことから、目標値については当該防止計画の変更と併せて見直すものとします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	3.3 ha (令和6(2024)年度)	3.16 ha (令和6(2024)年度)	○
	有害鳥獣の捕獲圧強化や電気柵等の侵入防護柵の整備により、2023 年度値に対し大幅に減少したほか、「郡山市鳥獣被害防止計画（計画期間：2022 年度～2024 年度）」における2024 年度の目標値（3.16ha）と同水準まで農作物の被害面積が減少しています。引き続き、鳥獣による農作物等の被害軽減を図るため、「生息環境管理」「被害防除対策」「個体数管理」を組み合わせながら、地域ぐるみで総合的な防止対策を実施します。具体的には以下のとおりです。 ・有害捕獲及び狩猟捕獲及び指定管理捕獲による捕獲圧の強化 ・電気柵等の侵入防護柵の整備 ・集落単位で鳥獣被害が発生している要因や対策について整理し、野生鳥獣を誘引しない環境を整備 ・農地周辺に寄せ付けないために、餌となる誘引物の除去、里山林の整備、耕作放棄地の解消等のための普及啓発		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
3-②	ふくしま森林再生事業の森林整備面積(累計)	576 ha (令和2(2020)年度)	653 ha (令和7(2025)年度)
	市が実施する間伐等の森林整備面積。間伐等の森林整備と路網整備を一体的に実施し、水源かん養機能など森林の公益的機能の維持向上を図るため、「郡山市まちづくり基本指針実施計画」に定める目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	642 ha (令和6(2024)年度)	653 ha (令和7(2025)年度)	◎
	本事業は、福島原発事故の影響で停滞していた森林整備及び林業生産活動を再生させることを目的に、間伐材の搬出促進を伴う間伐作業及び路網整備を一体的に行うものであるが、森林所有者等からの間伐に係る相談も激減しており、現在までに原発事故起因による森林整備等林業生産活動の停滞解消のための事業としては一定の成果が得られ、かつ現計画期間が令和7年度をもって終了となることから、令和7年度をもって当該事業を完了します。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
3-③	担い手への集積率	35.8% (令和元(2019)年度)	57.5% (令和7(2025)年度)
	担い手への農地集積率。地域の担い手への農地利用集積・集約化及び作業受委託を進めることで、耕作放棄地の解消を図り農地の保全につながることから、2030年度に70%とする本市「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に基づく目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	42.6 % (令和6(2024)年度)	57.5% (令和7(2025)年度)	○
	今後とも効率的かつ安定的な農業経営の確立に向け、農地中間管理機構を通じた農地の貸借や就農希望者等に対し、「農業経営・新規就農者サポート窓口(オンライン窓口)」や就農促進・経営安定に関する事業を活用するなど、新規就農者増加に向けた取組を推進することで担い手の増加及び担い手への農地集積を図ります。		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

第2章 施策の展開

取り組みの 柱4

きれいな水や空気が守られ 安全・安心に暮らせるまちづくり 【生活環境の保全と改善】

4-1 大気環境等の保全と改善

4-1-1 有害化学物質の発生抑制

(1) 次世代自動車の普及と自動車の適正利用の推進

- ① 公用車購入の際、環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の導入を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図りました。

・ ハイブリッド自動車 4 台

- ② 公用車への次世代自動車の導入を推進するため、「郡山市環境物品等の調達方針」に基づき、乗用車の調達基準を次世代自動車のいずれかとし、引き続き運用しています。

- ③ イベントや出前講座にて、スマートムーブ等の気候変動対策について紹介するチラシを配布し、啓発を行いました。

- ④ 次世代自動車を導入する市民、事業者に対して補助金を交付しました。

対象設備	補助金額	補助件数	補助金額計
燃料電池自動車（FCEV）	200,000 円／件	5 件	1,000,000 円
普通電気自動車（EV）	100,000 円／件	42 件	4,200,000 円
軽電気自動車（BEV）	50,000 円／件	36 件	1,800,000 円

- ⑤ 過度な自動車利用から他の交通手段への転換を促すため、「新たなモビリティサービスの活用」や「モビリティ・マネジメントの推進」等の取り組み推進を図りました。

- ⑥ 市職員向けに、公用車利用を控え、路線バスの活用を推進するため、「公用ノルカカードの貸出し」やモビリティ・マネジメントの意識を高めるため「エコ通勤職員アンケート」、「トラフィック＆MM（モビリティ・マネジメント）通信の発行」、「徒歩・自転車通勤推進の日」等を実施しました。

- ⑦ 市民向けに「市政きらめき出前講座」や「安積高校探求授業への伴走支援」を実施し、市内で運行している乗合タクシーやモビリティ・マネジメントへの取り組みについて周知を図りました。



（２）自動車交通対策

交通流の分散及び交通渋滞の解消を図り、自動車交通に起因する大気汚染や振動・騒音などの軽減・防止に努めるため、環状道路及び幹線道路の整備を行いました。

- ① 国、県、市及び関係機関で構成する福島県渋滞対策連絡協議会において、慢性的な渋滞を解消し円滑な交通流を確保するため、対策等を検討しました。
- ② 円滑な交通の確保及び自動車に依存しない公共交通等への転換を促進すべく、「モビリティ・マネジメントの推進」や「新たなモビリティサービスの活用・検討」等の取り組み推進を図りました。
- ③ 公共交通の利用サービス向上に向け、交通事業者やオンデマンド交通システム開発企業等と意見交換を実施しました。

（３）大気環境の保全

- ① 自動測定機による大気汚染常時監視を実施しました。

・ 測定期間（連続測定）：令和6（2024）年4月1日～令和7（2025）年3月31日

【大気常時監視測定局及び測定項目】

区分	測定局名	設置場所	測定項目								
			二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	微小粒子状物質	非メタン炭化水素	風向・風速	温度・湿度
一般局	芳賀	芳賀地域公民館	○	○	○	○		○		○	○
	堤下	橘小学校	○	○	○	○			○	○	○
	日和田	日和田小学校			○					○	○
	安積	桧ノ下公園			○					○	○
自排局	台新	台新公園	○	○			○	○	○	○	○

※ 一般局（一般環境大気測定局）：一般環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局。

※ 自排局（自動車排出ガス測定局）：自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

- ② ダイオキシン類調査を実施しました。

- ・ 環境大気：市内1地点において夏季及び冬季の年2回実施
- ・ 発生源排出ガス：2事業所について実施

③ 有害大気汚染物質調査を実施しました。

- ・ 調査地点：芳賀
- ・ 調査項目：ベンゼン等 22 物質の調査を毎月実施

④ 微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析測定を実施しました。

- ・ 調査地点：芳賀
- ・ 調査回数：年 2 回（各 2 週間の連続調査）

⑤ 酸性雨調査を実施しました。

- ・ 調査地点：朝日、逢瀬町堀口の 2 地点
- ・ 調査回数：2 週間に 1 回、年 26 回実施

（４）アスベスト対策

① アスベスト調査（一般環境大気）を実施しました。

- ・ 調査地点：朝日
- ・ 調査回数：年 4 回（各 3 日間連続調査）

② 大気汚染防止法に基づき、アスベスト除去作業について届出を受理し、立入調査により適正な作業の実施について指導しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
特定粉じん排出作業実施届出	11 件	15 件
立入調査実施回数	15 回	27 回

（５）ICTを活用した環境情報の収集及び提供

自動測定機による環境大気の測定結果を、大気汚染常時監視システムにより、リアルタイムで市、県、国のウェブサイトに掲載しました。

4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制

（１）騒音・振動の調査及び防止対策の推進

① 自動車交通騒音測定を実施しました。

	令和 5（2023）年度		令和 6（2024）年度	
	市道県道	高速道路	市道県道	高速道路
道路交通騒音	10 地点	3 地点	9 地点	3 地点

- ② 自動車騒音に係る面的環境基準評価調査を実施しました。

	令和 5（2023）年度		令和 6（2024）年度	
	区間	延長	区間	延長
調査実施内容	153 区間	198.4 km	154 区間	199.1 km

- ③ 新幹線騒音振動調査を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
調査地点	沿線 6 地点	沿線 6 地点

- ④ 公共工事の施工にあたり、工事現場周辺状況に応じて、低騒音・低振動の施工法や建設機械を選択し、騒音振動対策を実施しました。

（2）悪臭防止対策の推進

悪臭に関する苦情申立てが 19 件あり、それぞれ事業者に対して、関係法令や郡山市悪臭防止指針に基づき指導を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
苦情申立て件数	25 件	19 件

4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

（1）関係法令などに基づく規制・指導の徹底

- ① 大気汚染防止法等に基づき、いおう酸化物等の汚染物質を排出する工場・事業場から届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
ばい煙発生施設からの届出	31 件	39 件
ばい煙指定事業場からの届出	0 件	4 件
立入調査によるばい煙量等の測定	2 事業所	2 事業所

- ② 騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
特定施設（騒音規制法）に係る届出	35 件	36 件
特定施設（振動規制法）に係る届出	30 件	19 件
騒音指定施設に係る届出	53 件	71 件

③ 特定建設作業に係る届出を受理し、騒音・振動の低減について指導しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
特定建設作業実施届出（騒音規制法）	48 件	33 件
特定建設作業実施届出（振動規制法）	39 件	27 件
騒音指定建設作業実施届出	2 件	0 件

4-2 水環境等の保全と改善

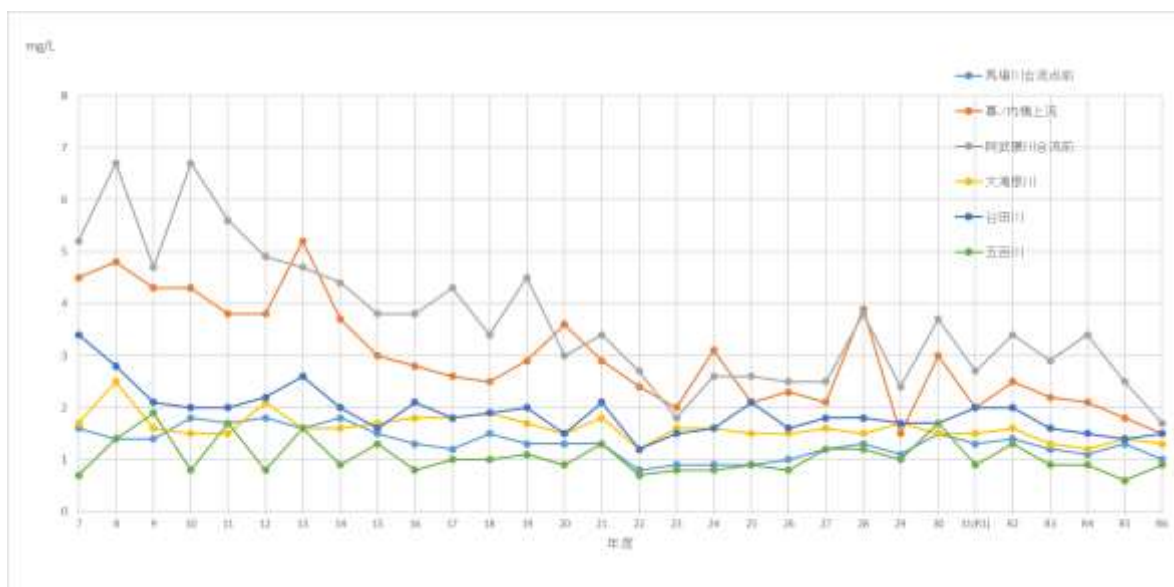
4-2-1 水資源の保全の推進

（1）水質の調査及び保全

① 水質汚濁防止法に基づき、市内を流れる河川及び湖沼の水質汚濁状況を監視するため、福島県との協議により水質測定計画を作成し、水質調査を実施するとともに、独自調査も併せて実施しました。

- ・ 水質測定計画によるもの：1 湖沼 3 地点、11 河川 13 地点
逢瀬川(3)、大滝根川、谷田川 … 12 回/年
猪苗代湖(3) … 8 回/年
五百川、舟津川、菅川、常夏川、笹原川 … 6 回/年
桜川、藤田川、亀田川 … 4 回/年
- ・ 独自調査によるもの：2 湖沼 2 地点、24 河川 41 地点、湖水浴場 7 地点

【河川の BOD 値の推移】



(2) 生活排水対策の推進

- ① 公共下水道等の未整備地域において、快適な生活環境を確保し、公共用水域等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行い、設置を促進しました。

【令和6（2024）年度 補助状況】

	区分	5人槽	6・7人槽	8・10人槽
設置費 補助限度額 (1基当たり) (千円)	単独処理浄化槽からの転換	332	414	548
	〃（窒素・りん除去型）	932	1,222	1,696
	汲み取り便槽からの転換	332	414	548
	〃（窒素・りん除去型）	932	1,222	1,696
	転換以外（湖南町:新築）	724	963	1,353

	区分	5人槽	6・7人槽	8・10人槽	合計
補助 基数 (基)	単独処理浄化槽からの転換	9	7	1	17
	〃（窒素・りん除去型）	0	0	0	0
	汲み取り便槽からの転換	9	6	2	17
	〃（窒素・りん除去型）	0	1	0	1
	転換以外（湖南町:新築）	0	0	0	0
合計		18	14	3	35

※ 合併処理浄化槽への転換の際は、撤去費（単独処理浄化槽 120 千円、汲み取り便槽 90 千円）および宅内配管工事費（300 千円）についても、補助金を支出。

※ 平成5（1993）年度から令和6（2024）年度までの補助基数累計 5,945 基

- ② 合併処理浄化槽の使用者の負担軽減のため、浄化槽の故障や清掃の時期を調べる保守点検と浄化槽に溜まった汚泥を汲み取る清掃、法で定められた年1回の11条検査に対する維持管理費の一部補助を行いました。

【令和6（2024）年度 補助状況】

	5～7人槽	8・10人槽
補助金額（千円）	15	20
補助基数（基）	2,323	111
合計（千円）	34,845	2,220

※ 初回補助申請から10年間、1年度につき1回、最大10回まで

③ 公共下水道への早期接続を促進するため、整備区域における普及啓発活動を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
下水道等未接続世帯への戸別訪問等啓発件数	2,548 件	2,607 件
水洗便所改造資金融資あっせん 実行数（公共下水道）	14 件	12 件
水洗便所改造資金融資あっせん 実行数（農業集落排水）	1 件	0 件

④ 湖南地区特定環境保全公共下水道事業で整備した区域において、接続率の向上及び猪苗代湖など公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道へ接続する高齢者世帯へ補助を行いました。

	令和 5（2023）年度		令和 6（2024）年度	
	件数	金額	件数	金額
補助件数及び補助金額	1 件	198 千円	0 件	0 千円

（3）雨水活用の推進

雨水の流出抑制及び水資源の有効活用を目的に雨水流出抑制施設の設置者への補助金の交付を行いました。また、事業の周知啓発を図るため、広報こおりやま、市ウェブサイト及び市民課モニターでの PR、更に各公共施設、住宅メーカー及びホームセンターへのパンフレット・チラシの配布等を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
浄化槽転用	14 基	1 基
浸透ます	24 基	4 基
雨水タンク	6 基	19 基

（4）猪苗代湖の水環境保全

① 猪苗代湖の水質を保全するため、湖水の透明度低下要因、pH 上昇関与物質、富栄養化現象の動向とその結果増加するプランクトン量、湖内生産量増加要因物質等の調査を実施しました。

- ・ 猪苗代湖水質調査

調査地点：浜路浜、舟津港、青松浜

調査項目：透明度、pH、COD、窒素、リン、鉄、マンガン、イオンバランス（陰イオン、陽イオン）等

- ・ 湖内生産量調査（4 月から 11 月まで 8 回実施）

調査地点：浜路浜、舟津港、青松浜

調査項目：プランクトン、クロロフィル a

【猪苗代湖水質調査結果（数値：pH）】

調査地点	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
浜路浜	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	7.0
舟津港	6.8	6.9	6.9	6.9	6.9	7.1
青松浜	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	7.0

② 猪苗代湖を囲む郡山市、会津若松市及び猪苗代町の二市一町で「猪苗代湖環境保全推進連絡会」を設立し、猪苗代湖の自然環境及び水質の保全対策を連携して推進しました。

- ・ ビーチクリーナーによる砂浜清掃
- ・ 湖岸一斉クリーンアップ作戦の実施
- ・ 猪苗代湖子ども交流会の実施
- ・ 福島県への要望活動

③ 福島県や関係市町村、観光協会、商工会等で設立する「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」において、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境保全に向け、各種イベントや啓発事業を実施しました。

- ・ 猪苗代湖クリーンアクションの実施・参加
- ・ 水草回収の実施・参加
- ・ 湖美来通信の発行（年2回） など

④ 水源環境保全に寄与することを目的として、水道週間期間（6月1日～7日）中の6月3日に上下水道局職員が猪苗代湖の水の取り込み口である浜路取水場付近の湖岸清掃を行いました。

⑤ 市民が水源環境保全の大切さと水道についての理解を深めることを目的として、「市制施行100周年記念事業 上下水道施設周遊バスツアー」を実施し、猪苗代湖の湖岸清掃を行いました。

（令和6（2024）年8月24日実施、参加者68名）

4-2-2 地下水、湧水の保全

(1) 地下水及び土壌汚染調査

- ① 地下水の汚染状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づく福島県水質測定計画に則り、地下水調査を実施しました。

- ・ 概況調査：ローリング方式 2 地点、定点方式 4 地点
- ・ 継続監視調査：15 地点
- ・ 汚染井戸周辺地区調査 1 地点

- ② 有害物質を使用する特定事業場等に対して、水質汚濁防止法に基づく立入調査及び指導を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
立入調査実施事業場数	48 事業場	46 事業場

- ③ 土壌汚染の把握及び健康被害防止のため、土壌汚染対策法に基づく届出を受理し、必要な指導を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
土壌汚染対策法に係る届出	44 件	53 件
土地履歴等に関する照会対応	78 件	91 件

(2) ダイオキシン類調査

- ① 環境中におけるダイオキシン類による汚染状況調査を実施しました。

- ・ 環境大気：1 地点 2 回、河川水質：2 地点各 2 回、河川底質：2 地点各 1 回、
環境土壌：1 地点 1 回、地下水：2 地点各 1 回

- ② 発生源事業所からの排出ガス等に含まれるダイオキシン類の調査を実施しました。

- ・ 発生源排出ガス：2 事業所各 1 回、発生源周辺土壌：2 事業所各 1 回、
発生源排水：1 事業所 1 回

- ③ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
特定事業場からの届出	1 件	1 件

【ダイオキシン類調査結果一覧】 （単位：大気 pg-TEQ/m³、水質 pg-TEQ/L、底質・土壌 pg-TEQ/g）

調査の種類	調査地点	測定結果	環境基準	令和5(2023)年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(全国)	
				平均値	濃度範囲
大気 (一般環境)	音楽・文化交流館	0.0042	0.6	0.012	0.0026 ～0.13
公共用水域水質 (河川)	逢瀬川	0.34	1	0.21	0.0084 ～2.9
	大滝根川	0.10			
公共用水域底質 (河川)	逢瀬川	0.50	150	5.0	0.0092 ～410
	大滝根川	0.45			
地下水質	日和田町八丁目	0.37	1	0.044	0.00052 ～0.94
	逢瀬町多田野	0.050			
土壌 (一般環境)	廻漕公園	0.0063	1,000	1.7	0 ～140
土壌 (発生源周辺)	郡山リサイクル協同 組合	43		5.1	0 ～120
	株式会社二瓶商店	130			

※ 全ての調査地点で、環境基準以内でした。

(3) 地盤沈下対策

地盤沈下及び地下水枯渇の未然防止のため、福島県生活環境の保全等に関する条例に規定される一定規模を有する揚水施設に対し、適正揚水量の指導を行いました。

	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
揚水施設に関する届出	6件	4件

4-2-3 工場・事業場などからの排出対策

(1) 関係法令などに基づく規制・指導の徹底

① 公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、立入調査及び指導を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
立入調査実施事業場数	83 事業場	82 事業場

② 関係法令に基づき届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
水質汚濁防止法	123 件	128 件
福島県生活環境の保全等に関する条例	12 件	9 件

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
4-①	工場・事業場からの排出ガス基準達成率（大気汚染防止法）	99 % （令和元(2019)年度）	100 % （令和 7 (2025)年度）
	大気汚染防止法に基づき、工場・事業場から排出されるガスの基準達成状況とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	100 % （令和 5 (2023)年度）	100 % （令和 5 (2023)年度）	◎
	既に目標年度における目標を達成していますが、今後も大気汚染の原因となるばい煙等を排出する工場及び事業場に対しての指導及び監督に取り組んでいきます。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
4-②	市内の河川水質（BOD）の環境基準達成率	全地点で 環境基準値以下 （令和2（2020）年度）	全地点で 環境基準値以下 （令和7（2025）年度）
	市内の河川（7地点）における水質調査地点での、水質の汚れ具合を示すBODの測定値の環境基準達成状況とします。 阿武隈川（阿久津橋）、五百川（石筵川合流後）、逢瀬川（馬場川合流前・幕ノ内橋上流・阿武隈川合流前）、大滝根川（阿武隈川合流前）、谷田川（谷田川橋）		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	全地点で環境基準値以下 （令和6（2024）年度）	全地点で環境基準値以下 （令和6（2024）年度）	◎
	市内の河川毎のBOD測定値は、長期的には年々低下し、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。今後も市内の河川の水質汚濁状況を監視するために、定期的な調査に取り組んでいきます。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
4-③	ダイオキシン類環境基準達成率	環境基準値以下 （令和2（2020）年度）	環境基準値以下 （令和7（2025）年度）
	大気、河川の水質、河川の底質、地下水、土壌におけるダイオキシン類の環境基準達成状況とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	環境基準値以下 （令和6（2024）年度）	環境基準値以下 （令和6（2024）年度）	◎
	既に目標年度における目標を達成していますが、今後もダイオキシン類を排出する可能性がある廃棄物焼却施設等を設置する工場及び事業場に対し、指導及び監督に取り組んでいくとともに、環境中のダイオキシン類の状況について調査を実施していきます。		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

取り組みの 柱5

環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり 【環境意識の啓発】

5-1 環境教育・環境学習の推進

5-1-1 環境教育の充実と普及

(1) 保育所や学校などにおける環境教育の推進

- ① 市内の小学5年生向け副読本「郡山市のかんきょう」を発行し、学校や家庭での環境学習を促進しました。
- ② 全市立学校において、それぞれの計画に基づき、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、「郡山市のかんきょう」等の副読本や資料を活用し、SDGsとの関連を図りながら環境教育を行いました。

(2) 市民向けの環境学習講座の開催

- ① 市民が市政に関する理解を深め、市民の学習機会の拡充を図ることを目的として、市民などで構成する団体からの要望に基づき、市職員が講師として出向き専門知識を生かした講座を行いました。
(環境の分野に関するもの)

講座名	令和5（2023）年度		令和6（2024）年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
次世代エネルギーを知ろう！	3回	121人	3回	43人
目指せ！カーボンニュートラル	3回	61人	5回	143人
わたしたちとごみ	12回	408人	19回	469人

- ② 各地区地域公民館における各種事業(学級・講座)において、一般市民や子どもたちに対する環境学習の場の提供や、星空観察を通じた地域の環境保護を目的とした事業を実施しました。
- ③ 各学校の計画に基づき、環境学習講座等を活用し、環境に関する学習を行いました。

5-1-2 環境学習の場の提供

(1) 自然とふれあう体験学習の推進

- ① 市民の生物多様性の保全に対する意識を高めるため、福島県主催のせせらぎスクール指導者養成講座について連携しました。
 - ・ 参加人数：8人

- ② 中山間地域等で農業体験を実施する団体に補助金を交付し、逢瀬町や湖南町の農家への宿泊や農業体験の実施等による農業や食への理解と中山間地域の農村活性化を図りました。

・ 補助対象団体 1 団体 ・ 補助額 595,000 円

- ③ 「平成記念郡山こどものもり公園」の豊かな自然を活かした自然観察会及び体験学習会を実施し、市民や子ども達の自然環境の保護に対する意識高揚を図りました。

	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度
こどものもり自然観察会（対象：一般）	4 回	4 回
もりのこクラブ体験学習（対象：小学生）	6 回	6 回

- ④ 各学校の計画に基づき、環境教育に関わる体験学習を実施しました。

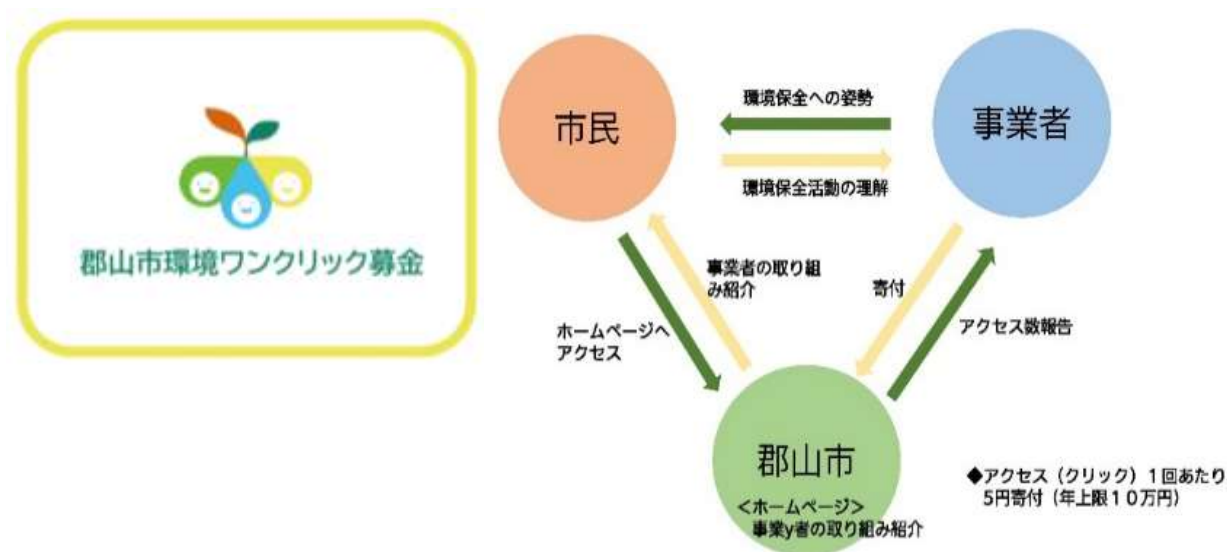
5-2 環境保全活動への支援

5-2-1 環境情報の発信

（1）環境情報の収集・発信と内容の充実

- ① 市ウェブサイト等により、脱炭素化に繋がる行動をまとめた「ゼロカーボンアクション 30」及び二酸化炭素排出量を把握できる「環境家計簿アプリ」について周知啓発を行いました。
- ② 2023 年 2 月に開始した「郡山市環境ワンクリック募金」のウェブページ運用を行いました。

寄附実績：郡山信用金庫 25,690 クリック 100,000 円
 新協地水株式会社 19,485 クリック 97,425 円
 株式会社福島高木 16,280 クリック 81,400 円
 リコージャパン株式会社福島支社 20,590 クリック 100,000 円



5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり

（１）環境に関するイベント等での啓発活動の充実

市民の環境問題に対する意識啓発を目的として、環境に関するイベントを実施しました。

- ① エコドライブは安全運転にもつながることから、春、秋、年末年始の交通安全運動期間中に配布する啓発チラシに「エコドライブと安全運転」に関する内容を掲載し配布しました。
- ② 消費生活センター出前講座にて、エシカル消費をテーマとする講座を1回実施しました。
- ③ 気候変動対策を推進するため、福島県や民間事業者が主催するイベントにおいてブースを出展し、普及啓発活動を行いました。

（２）郡山市次世代エネルギーパークを核とした環境学習拠点の整備・充実

- ① 市民の脱炭素化に向けた行動変容を促すため、富久山グリーンセンター内の体感型環境学習施設を改修しました。
- ② 郡山市次世代エネルギーパークのパンフレットを作成し、各施設窓口へ配置及び環境学習講座の参加者等へ配布しました。

（３）ICTを活用した新しい生活様式における学習機会の創出

- ① 気候変動対策や市内の再生可能エネルギー施設をテーマとした動画や環境に関する講演等について郡山市公式YouTubeにて公開し、啓発を行いました。
- ② 2023年2月に開始した「郡山市環境ワンクリック募金」のウェブページ運用を行いました。

5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成

（１）パートナーシップによる環境保全活動の推進

- ① こおりやま広域圏内において、持続可能な地域づくり先導的又は先進的な役割を果たしたと認められる住民又は団体、学校若しくは事業者等を「こおりやまSDGsアワード」として表彰しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
表彰件数	7件 (うち環境に関する活動 4件)	8件 (うち環境に関する活動 4件)

- ② 市民活動の一層の普及を図り、協働のまちづくりを推進するため、地域の特性を活かした創造性豊かな地域づくり等に先導的・先進的な役割を果たしたと認められる市民又は団体等を「まちづくりハーモニー賞」として表彰しました。

	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
表彰件数	14件 (うち環境保全活動 4件)	13件 (うち環境に関する活動 2件)

- ③ 福島県地球温暖化防止活動推進センターと協働し、出前講座を開催しました（5回）。
- ④ 2023年2月に開始した「郡山市環境ワンクリック募金」のウェブページ運用を行いました。
- ⑤ 市内河川の維持管理を目的として、河川愛護活動を行う63団体による美化活動を実施しました。
- ⑥ 公園愛護協力会に対し、公園・緑地の管理面積に応じた報償金を支給するとともに、ごみ袋の配付や、作業に必要な物品の貸出しなどを行いました。
 - ・ 211団体 ・ 報償金 4,927千円
- ⑦ 富久山クリーンセンター内の体感型環境学習施設を改修しました。（動画作成）



体感型環境学習施設の改修（作成したビデオ）

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
5-①	環境に関する出前講座実施回数	21回 (令和2(2020)年度)	40回 (令和7(2025)年度)
	本市が実施する環境に関する出前講座の実施回数。出前講座を通じて、子どもから大人まで多くの市民に環境意識の高揚を図ります。目標値は、現況値の約2倍とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	27回 (令和6(2024)年度)	40回 (令和7(2025)年度)	△
	目標達成に向けて、こおりやま広域圏地球温暖化防止活動推進センターとの連携やイベント等において出前講座の周知を行うことにより実施回数の増加を図るとともに、出前講座を通じて市民の環境意識の醸成を図ります。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
5-②	環境啓発動画掲載数（累計）	8本 （令和2（2020）年度）	20本 （令和7（2025）年度）
	本市公式 YouTube チャンネルに掲載する環境啓発動画数。脱炭素普及啓発動画や再生可能エネルギー施設紹介動画、環境に関わる各種講演などを web 上に公開し、環境意識の高揚を図ります。目標値は、現況値の 2.5 倍とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	17本 （令和6（2024）年度）	20本 （令和7（2025）年度）	○
	目標達成に向けて、環境啓発動画等を web 上に公開し、更なる環境意識の醸成を図ります。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
5-③	他団体等と連携した環境活動の取り組み数	7件 （令和2（2020）年度）	20件 （令和7（2025）年度）
	本市と協定を締結している団体や研究機関等と連携して実施した環境活動の実施数。本市が共催、後援等を行ったイベントや連携して実施した活動など、パートナーシップによる環境保全に係る活動を推進します。目標値は、現況値の約 3 倍とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	13件 （令和6（2024）年度）	20件 （令和7（2025）年度）	△
	- 今後においても、協定を締結している団体等と連携し、パートナーシップによる環境保全に係る活動を推進します。 - 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会で開催した猪苗代湖の清掃活動や普及啓発活動の後援を行いました。今後も引き続き環境保全に係る活動を推進していきます。		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

原子力災害からの環境回復

1 郡山市の除染に関する取り組み

(1) 除染に伴い発生した土壌等の保管

中間貯蔵施設に搬入するまでの間、除去土壌等の一時保管場所は次のとおりとし、保管に当たっては、国の「除染関係ガイドライン」等に基づき安全に管理しました。

- ・ 道路、側溝等：その地域にある公園・スポーツ広場等の市有地、仮置場
- ・ 住宅等：宅地内、仮置場

(2) 除去土壌等の搬出及び輸送

市内各所に保管されている除去土壌等を、環境省が行う中間貯蔵施設への輸送の拠点である積込場へ搬出し、その後、積込場に集積された除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送しました。（搬出量及び輸送量（ m^3 ）：フレキシブルコンテナ1袋の体積を1 m^3 として換算した数値。）

【除去土壌等の搬出量】

年度	施設名	搬出量
令和4（2022）年度	山根町 外地内	943 m^3
令和5（2023）年度	西ノ内一丁目 外地内	198 m^3
令和6（2024）年度	桑野二丁目 外地内	142 m^3

【除去土壌等の輸送量】

年度	輸送量
平成27（2015）年度	1,610 m^3
平成28（2016）年度	6,949 m^3
平成29（2017）年度	54,809 m^3
平成30（2018）年度	135,044 m^3
令和元（2019）年度	250,883 m^3
令和2（2020）年度	268,742 m^3
令和3（2021）年度	197,065 m^3
令和4（2022）年度	2,230 m^3
令和5（2023）年度	197 m^3
令和6（2024）年度	142 m^3
計	917,671 m^3

2 郡山市の放射線に関する取り組み

(1) サーベイメータの貸出し

市民自らが市内の身近な場所の放射線量を確認し、不安解消や健康管理につなげることを目的として、サーベイメータを貸し出しました。

【貸出実績】

年度	町内会向け配備数	市民向け貸出数
令和4（2022）年度	16台	48台
令和5（2023）年度	4台	40台
令和6（2024）年度	0台	29台

(2) 市内空間放射線量の推移

測定場所	平成23（2011）年 3月29日	令和7（2025）年 3月31日	減少割合
郡山合同庁舎	2.59 $\mu\text{Sv/h}$	0.06 $\mu\text{Sv/h}$	97.7 %
郡山市役所	2.57 $\mu\text{Sv/h}$	0.07 $\mu\text{Sv/h}$	97.3 %
福島県農業総合センター	2.78 $\mu\text{Sv/h}$	0.10 $\mu\text{Sv/h}$	96.4 %
逢瀬行政センター	1.10 $\mu\text{Sv/h}$	0.07 $\mu\text{Sv/h}$	93.6 %

(3) 市内空間放射線量の見える化

本庁舎1階の除染情報ステーションで市内の空間放射線量を確認できます。



本庁舎内にある除染情報ステーション

(1) 郡山市環境基本条例

平成 10 年 6 月 26 日

郡山市条例第 46 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等(第 8 条・第 9 条)

第 3 章 環境の保全及び創造のための基本的施策(第 10 条—第 25 条)

附則

わたくしたちの先人は、安積疏水を開さくすることで、猪苗代湖の水を安積平野に行き渡らせ、この大地を開拓し、本市発展の礎を築いた。わたくしたちは、これら先人の歴史的遺産を受け継ぐとともに、豊かな自然の恵みを受けて生活を営み、産業を興し、伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年、都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型・生活型公害、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきた。また、自然の復元力を超えるまでに拡大しつつある人間の活動は、地域の環境にとどまらず、自然の生態系に影響を及ぼし、さらには、地球の環境を脅かすまでに至っている。

わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利とともに、この環境を保全し、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたくしたちは、人類が自然の生態系の一部であり、地球の環境は有限でかけがえのないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造のため、市、事業者及び市民が相互に協力し合える社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、郡山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第 12 条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 14 条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前 2 項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全及び創造)

第 16 条 市は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境の保全及び創造)

第 17 条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第 18 条 市は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、第 19 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究を実施するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民との緊密な連携の下に、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

(2) 郡山市環境審議会条例

平成7年6月28日

郡山市条例第27号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査及び審議するため、郡山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市の区域内に住所を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成7年8月28日から施行する。

附 則(平成15年郡山市条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年郡山市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成31年郡山市条例第9号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年郡山市条例第 56 号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 (2025)年度版 郡山市の環境

令和 8 (2026)年 3 月

発行：郡山市環境部環境政策課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

TEL : 024-924-2731 FAX : 024-935-6790